

食料の安定供給に向けた取組の充実を
求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あ て
財 務 大 臣
農 林 水 産 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

近年、気候変動、不透明な世界情勢等による食料供給の不安定化が進む中、担い手不足、農業生産資材の価格高騰による生産コストの増大等、国内生産を支える農業者は厳しい環境下にあり、食料自給率の低い我が国では、食料安全保障の確保に向けた供給体制の構築が喫緊の課題となっている。

このような状況を踏まえ、本年6月、食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律が施行され、国全体はもとより、国民一人ひとりに対して食料が行き届くよう、食料安全保障の確保が基本理念の中心に掲げられたことから、本年度中の改定が予定されている食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）の下、国内生産の拡大に向けた取組の加速化が期待されている。

一方で、今夏の全国的な米の不足について、政府は、今年の猛暑による流通量の減少、インバウンドによる消費の拡大等を理由に挙げているところであるが、新米が本格的に出荷されるまで入手が困難な状態が続いたことから、再び混乱が生じないよう対策を講ずるとともに、国民の生活に不可欠な主要穀物等の生産・備蓄体制の確立が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、国内生産を拡大し、我が国における食料の安定供給を実現するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 基本計画の改定に当たっては、食料の安定供給に向けて具体的な施策を盛り込むとともに、その実現に向けて十分な予算を確保すること。
- 2 国内生産の基盤となる農業者については、経営規模を問わず、多様な担い手の育成・確保及び経営安定化に向けた支援を充実させること。
- 3 国民の主食である米については、流通在庫を適切に把握するとともに、全国的な需給バランスを踏まえた上で、政府備蓄米の柔軟な活用や生産基盤の整備を進めること。
- 4 輸入依存度の高い麦・大豆といった主要穀物等の生産拡大に向けた支援を強化するとともに、効果的・効率的な備蓄の確保を図ること。